

# 兵庫県公報

令和6年5月27日 月曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

公安委員会規則	ページ
○ 水難事故等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1

## 公布された法令のあらまし

### ◎水難事故等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第6号）

須磨海岸を守り育てる条例の一部改正に伴い、水難事故等の防止に関する条例第22条の規定による同条例の規定の適用について改めることとした。

## 公安委員会規則

水難事故等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月27日

兵庫県公安委員会

委員長 澤田 隆

### 兵庫県公安委員会規則第6号

#### 水難事故等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

水難事故等の防止に関する条例施行規則（平成7年兵庫県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

（適用除外）

第15条 条例第22条の規定により、次の各号に掲げる市の区域にあっては、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。

- (1) 明石市の区域 条例第15条第1項の規定（同項に規定する行為が明石市水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例（令和4年明石市条例第3号）第9条第1項に規定する遊泳者安全区域における同条例第10条に規定する危険行為に該当する場合に限る。）
- (2) 神戸市の区域 条例第8条の規定（同条の規定により禁止する行為が須磨海岸を守り育てる条例（平成20年3月神戸市条例第37号）第24条に規定する区域における同条の規定により禁止する行為に該当する場合に限る。）

附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。